

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城千秋
副 会 長 友利博朗



「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」の送付について」と「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q&A 集(追加)の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)
.....記.....

沖医発第1444号
令和4年3月10日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波淳子

「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」の送付について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」は、地域医療介護総合確保基金(介護分)の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成する事業制度です。

本件は、改めて本事業に関し、必要な事業所・施設等に適切に支援が届くよう、関係する介護サービス事業所・施設等への周知を求める通知となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

- 「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」(令和4年3月3日(介164))

沖縄県医師会事務局業務2課:平良、高良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

(介 1 6 4)

令和 4 年 3 月 3 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」は、地域医療介護総合確保基金（介護分）の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されなにかかり増し費用を助成する事業制度です。

本事業は、国の実施要綱である「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」に基づき、都道府県において実施されております。当該要綱については、本会からも（令 3. 4. 13 付（介 10））等にてお知らせしております。（直近の一部改正通知は、（令 4. 2. 21（介 155）で、お知らせしております。）

実施要綱では、例えば、訪問介護事業所を含む介護サービス事業所・施設等で感染者等が発生した場合やこれらの事業所・施設等が感染者等である利用者に対応した場合、

- ① 緊急雇用にかかる費用や職員の割増賃金・手当などが補助対象となる
- ② 基準単価を超える必要がある場合は個別協議により基準単価を上乗せすることができる等が明示されています。

今般、厚生労働省老健局より、改めて本事業に関し、必要な事業所・施設等に適切に支援が行き届くよう、関係する介護サービス事業所・施設等への周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- 「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」

(令4.2.24 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
令和4年2月24日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について
(協力依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業（以下「本事業」という。）については、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成するものであり、事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費等を支援する制度となっています。

本事業は、国の実施要綱である「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和3年4月8日老発0308第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき都道府県で実施していただいております。実施要綱では、例えば、訪問介護事業所を含む介護サービス事業所・施設等で感染者等が発生した場合やこれらの事業所・施設等が感染者等である利用者に対応した場合、

- ① 緊急雇用にかかる費用や職員の割増賃金・手当などが補助対象となる
- ② 基準単価を超える必要がある場合は個別協議により基準単価を上乗せすることができる

等が明示されています。

については、改めて本事業に関し、関係する介護サービス事業所・施設等に対し丁寧に周知徹底を図り、必要な事業所・施設等に適切に支援が行き届くようご配慮いただけますようお願いいたします。

なお、都道府県向けにも同様の趣旨で別添のとおり事務連絡を発出していますので、ご承知置きください。

別添

事務連絡
令和4年2月24日

各都道府県民生主管（部）局 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について
（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業（以下「本事業」という。）については、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成するものであり、事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費等を支援する制度となっています。

本事業は、国の実施要綱である「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」

（令和3年4月8日老発0308第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき都道府県で実施していただいております。実施要綱では、例えば、訪問介護事業所を含む介護サービス事業所・施設等で感染者等が発生した場合やこれらの事業所・施設等が感染者等である利用者に対応した場合、

- ① 緊急雇用にかかる費用や職員の割増賃金・手当などが補助対象となる
- ② 基準単価を超える必要がある場合は個別協議により基準単価を上乗せすることができる

等が明示されています。

については、改めて本事業に関し、必要に応じて介護保険関係団体とも連携を図りつつ、管内の関係する介護サービス事業所・施設等に対し丁寧に周知徹底を図り、必要な事業所・施設等に適切に支援が行き届くようご配慮いただけますようお願いいたします。

また、介護サービス事業所・施設等からの申請受付期間を設けている場合には、期間経過後であっても柔軟に対応していただけますよう合わせてお願いいたします。

沖医発第1468号
令和4年3月15日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波淳子



令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業に係るQ&A集（追加）の送付について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る周知徹底について」の送付については、令和4年3月10日付、沖医発第1444号にてご連絡致しました。

本通知は、厚生労働省から、本事業に係るQ&Aについて、追加の内容が示された旨を連絡するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集（追加）の送付について

（令和4年3月11日（介168））

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、高良
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

(介 168)

令和 4 年 3 月 11 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q & A 集
(追加) の送付について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」につきましては、地域医療介護総合確保基金（介護分）の枠組みを活用し、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護サービス事業所・施設等に対し、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成する事業制度として、これまでも本会から実施要綱等のお知らせをしております。

今般、厚生労働省より、本事業に係る Q & A について、追加の内容が示されましたのでご連絡申し上げます。

なお、これまでの Q & A は、厚生労働省ホームページに掲載されておりますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省 HP 内（「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」について）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html

【添付資料】

○介護保険最新情報 Vol. 1039

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q & A 集（追加）の送付について」

（令 4. 3. 4 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課）

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集（追加）の送付について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1039

令和3年3月4日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。 】

連絡先

TEL : 03-5253-1111 (内線 3979)

FAX : 03-3503-7894

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 4 日

各都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集（追加）の送付について

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、今般、別添のとおりQ&Aを追加しましたので送付いたします。貴都道府県において本事業の運営にご活用していただければと存じます。

また、事業所等が提出する申請書や添付書類について簡素化を図るなど、事業所等の負担軽減にご配慮いただけますようお願いいたします。

引き続き本事業の適切な運用にご協力いただけますようお願い申し上げます。

（参考）本事業にかかる厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html

令和3年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 Q & A集 (令和4年3月4日追加)

No	質 問	回 答
1	<p>実施要綱3(1)イ(ア)の「割増賃金・手当」について、水準や上限額の定めはあるか。例えば訪問介護事業所において1回の訪問介護に係る介護職員への給料と同程度の水準とすることや、または各介護サービス事業所・施設等や職員の事情に応じて1人1日1000円から3000円などとすることは可能か。</p>	<p>手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものである必要があります。ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えありません。</p>
2	<p>実施要綱3(1)イ(ア)の「割増賃金・手当」について、所要額が基準額を上回る場合でも補助対象と認められるか。</p>	<p>補助の要件を満たした上で、国に協議(個別協議)し、承認を受けた場合、基準額を上回る場合でも補助対象と認められます。</p>
3	<p>対象事業所・施設等の要件である感染者の発生や濃厚接触者への対応について、感染者や濃厚接触者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、事業所等から当該証明書の提出を求めらる必要があるか。</p>	<p>医療機関や保健所からの証明書の提出は必要とはしておりません。(例えば、事業所等から感染や濃厚接触者となった経緯等の簡単な報告を求めることにより確認を行っている例があります)</p>